

◆多摩市の電子入札における注意事項（条件付一般競争入札）◆

電子入札に参加されるにあたり、以下の注意事項の遵守をお願いいたします。

1 電子入札案件の申込みについて

電子入札の案件申込みは、東京電子自治体共同運営上で入力いただく「一般競争入札参加資格確認申請書」の他に公告文の条件にある工事实績を保有されているかの確認をするための「工事施工実績報告書」と「配置予定技術者の雇用が確認できる書類」を添付して申請していただきます。なお、「工事施工実績報告書」で実績等の確認ができない場合は、契約書等の確認を求めることがあります。

2 契約保証金について

契約締結する際の契約保証金については、多摩市契約事務規則第47条に基づきます。

詳細はインターネット上の「多摩市例規集・要綱集」に掲載しておりますので、ご確認ください。

http://www3.e-reikinet.jp/tama/d1w_reiki/H339902100010/H339902100010.html

3 公告案件の予定価格について

公表している予定価格は税込額です。入札書には、予定価格の消費税を除いた額以内の額を入力願います。（公告文の入札書比較予定価格が入札の上限額となり、これを超えると失格となります。）

4 最低制限価格について

最低制限価格設定案件の場合、最低制限価格を下回った場合は失格となりますのでご注意ください。対象となる案件および設定範囲については「多摩市の公式HP⇒契約・入札⇒最低制限価格等の設定範囲について」をご覧ください。

本案件に最低制限価格の設定があるか否かは公告文に記載がございますので、ご確認ください。

5 入札書の提出について

電子入札で入札をする場合はインターネットを利用して行うこととなりますが、東京電子自治体共同運営の電子入札のマニュアルにもあるように、入札書は「入札受理書」が発行されてはじめて正しく受理されたものとなります。入札書の提出操作をしても「入札受理書」が発行されない場合は、入札締切日時前までに必ずコールセンターにお問合せください。（入札締切日時までに操作が完了しない場合、「不参」となり、入札に参加できません。）

6 電子証明書及び業者登録の有効期限について

入札日時時点で資格がなくなると応札ができなくなります。電子証明書及び業者登録の有効期限には、充分ご注意ください。

7 質問登録について

工事内容等での質問がある場合は東京電子自治体共同運営の「質問登録・閲覧」のメニューから質問登録を行ってください。その際に「質疑応答調書」に質問項目を入力し、添付してください。なお、総務契約課以外の職員に直接質問されることや、対象の施設に直接出向くことなどは厳に慎んでください。

8 契約書類について

落札された方は、落札決定日以降の市が指定した日に、多摩市総務部総務契約課契約係（多摩市役所本庁舎3階）まで契約書類を取りにお越しください。

なお、お越しの際は、入札参加資格の受付表と印鑑証明書をご持参ください

9 現場代理人の兼任について

現場代理人の兼任を認めている場合は、公告文にその旨を記載してあります。

10 その他

入札にあたっては、多摩市公式ホームページおよび関係法令等を熟読の上、遵守してください。

【問い合わせ先】

○電子入札の内容等に関すること

多摩市役所総務部総務契約課契約係 TEL 042-338-6808

○操作手順やパソコンの設定等に関すること

e-Tokyoコールセンター TEL 0570-05-1090

(受付時間：土・日・祝祭日を除く 8：30～17：15)

【多摩市公式ホームページ】

<https://www.city.tama.lg.jp/0000002857.html>

※心得等はこちらでご確認ください。